法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書

（道路運送法施行規則第４条第８項第３号に基づく中国運輸局長指定地域）

年　月　日

中国運輸局　　　運輸支局長　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者名

道路運送法第１５条第３項及び道路運送法施行規則第１５条第２項で準用する同規則第１４条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更するので届出いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| １ 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名 |  |
| ２ 変更しようとする事項 | ・営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数 |
| ３ 実施予定日 | 　　　　年　　月　　日 |
| ４ その他 | ・許可に付された業務の範囲を限定する旨の条件の解除を併せて申請します。 |

変更に係る新旧対照表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新旧の別種別国土交通大臣が定める区分の別営業所名 | 新 | 旧 |
| 一般車両 | 特殊車両 | 計 | 一般車両 | 特殊車両 | 計 |
| タクシー | ハイヤー | タクシー | ハイヤー |
| その他 | 都市型 |
|  | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ |
|  | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ | （　）［　］ |

※ 種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び特殊車両(一般車両以外の事業用自動車)の別とする。

※（　）内は、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）の用に供する自動車数を記載し、［　］内は事業用自動車のうち、特定自動運行旅客運送の用に供する自動車数を記載する。

※ ハイヤーのうち、「都市型」とは、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成２６年国土交通省告示第５９号）」第１号に規定する事業用自動車とし、「その他」とは第２号に規定する事業用自動車とする。

【添付書類】

１．営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数の新旧対照明細（別紙様式１）

２．増減車両明細（別紙様式２）

３．営業所における配置車両数が増加する場合は、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面（別紙様式２）

４．自動車車庫の面積に余裕が少ない場合は、車両の収納状況を示す平面図等の書面

５．当該届出が増車の届けである場合には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成１７年国土交通省告示第５０３号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）（別紙様式３）

６．当該事業計画の変更に伴い、運行管理の体制に変更がある場合は、道路運送法施行規則第６条第１項第１号に掲げる書類（別紙様式４）

７．特定自動運行旅客運送を行う場合は、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面

（連絡書の交付を受ける際の注意事項）

電子車検証をお持ちの方は、事業用自動車連絡書の発行の際、登録・整備窓口で電子車検証とともに発行される自動車検査証記録事項又は車検証アプリからダウンロードした車検証記録事項を印刷したものをご準備ください。

別紙様式１

○営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数の新旧対照明細

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 新 | 営業所 | 一　般　車　両 | 小計 | 特殊車両 | 小計 | 合計 |
| タクシー | ハイヤー |
| その他 | 都市型 |
| 特大 | 大 | 普（中） | （小） | 特別 | 大 | 中 | 特別 | 大 | 中 | 車いす（うち軽） | 寝台（うち軽） | 兼用（うち軽） | 回転ｼｰﾄ（うち軽） | セダン型（うち軽） |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　 | 　 |
| 旧 | 営業所 | 一　般　車　両 | 小計 | 特殊車両 | 小計 | 合計 |
| タクシー | ハイヤー |
| その他 | 都市型 |
| 特大 | 大 | 普（中） | （小） | 特別 | 大 | 中 | 特別 | 大 | 中 | 車いす（うち軽） | 寝台（うち軽） | 兼用（うち軽） | 回転ｼｰﾄ（うち軽） | セダン型（うち軽） |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　(　　) | 　 | 　 |

※ 種別のうち、「一般車両」とは、一般の需要に応じることができる事業用自動車とし、「特殊車両」とは、福祉輸送サービス等に使用する一般車両以外の事業用自動車とする。

※ ハイヤーのうち、「都市型」とは、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成２６年国土交通省告示第５９号）」第１号に規定する事業用自動車とし、「その他」とは第２号に規定する事業用自動車とする。

※タクシーのうち、「中（中型）」及び「小（小型）」は鳥取県地区のみ適用する。

別紙様式２

○増減車両明細

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 増減車の別 | 営業所 | 車種区分 | 車名 | 年式 | 乗車定員 | 型式又は登録番号 | 車両の形状 |
|  |  |  |  | 年 | 名 |  |  |
|  |  |  |  | 年 | 名 |  |  |
|  |  |  |  | 年 | 名 |  |  |
|  |  |  |  | 年 | 名 |  |  |
|  |  |  |  | 年 | 名 |  |  |

○営業所における配置車両数が増加する場合は、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面

ア）既に認可を受けた自動車車庫の位置及び収容能力

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 営業所 | 自動車車庫の位置 | 収容能力 | 余裕面積 |
|  |  |  ㎡ |  ㎡ |
|  |  |  ㎡ |  ㎡ |
|  |  |  ㎡ |  ㎡ |
|  |  |  ㎡ |  ㎡ |
|  |  |  ㎡ |  ㎡ |

イ）増車後に必要となる自動車車庫の面積

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営業所 | 増車数 | 必要となる自動車車庫の面積の計算 | 必要面積 | 備　考 |
|  | 両 |  |  ㎡ |  |
|  | 両 |  |  ㎡ |  |
|  | 両 |  |  ㎡ |  |
|  | 両 |  |  ㎡ |  |
|  | 両 |  |  ㎡ |  |

※自動車車庫の面積に余裕が少ない場合は、車両の収納状況を示す平面図等の書面を添付すること。

別紙様式３

中国運輸局　　　運輸支局長　　殿

宣　　誓　　書

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成１７年国土交通省告示第５０３号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを宣誓いたします。

　　年　　月　　日

住　　　　所

氏名又は名称

（法人にあっては代表者名）

別紙様式４

事業用自動車の運行管理の体制（　　　営業所）

１．適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統図

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 代　表　者　 |  |
|  |  |
| 常勤の役員又は責任者　 |
|  |  |
|  |  |  |
|  | 整備管理（責任）者　　　 |  | 運行管理（責任）者　　　 |
|  |  |  |
| ２．営業所に併設できない車庫を有する場合の営業所との連絡方法３．事故防止についての指導教育体制及び事故処理体制（１）事故防止に関する指導教育方法及び計画研修・講習会等を開催予定　年間　　　回（２）事故処理連絡体制 | 運転者　　　　　　　　　※常勤運転者　名 |

（３）指導主任者

氏名

４．苦情処理体制

苦情処理責任者　氏名

苦情処理担当者　氏名